

お知らせ

2月1日から予約加入受付開始
令和4年度 青森県交通災害共済

「1日1円」でおなじみ、青森県交通災害共済は、日本国内で起きた交通事故を対象に、見舞金等をお支払いする共済制度です。

岡生活安心課 (☎017-734-5258)
浪岡振興部市民課 (☎0172-62-1140)

共済期間▽4月1日～翌年3

月31日(4月以降の加入は、加入日時から)

会費▽年間350円(1人1口)

予約加入受付期間▽2月1日～3月31日(土・日曜日、祝日を除く)

受付場所▽駅前庁舎(1階臨時窓口・4階生活安心課)

浪岡庁舎(1階浪岡振興部市民課)／各支所・情報コーナー

※町(内)会や学校、事業所等で加入のとりまとめ(団体加入)をしている場合があります。団体加入の有無は、所属する団体にご確認ください。

見舞金等の請求方法

交通事故によりケガ等をした場合は見舞金等を請求できます。請求には診断書または柔道整復師の施術証明書のほか、交通事故証明書が必要となります。

交通事故証明書は、警察に届出をして交通事故と扱われた場合に自動車安全運転センターに申請することで、交付を受けられます。同乗者や相手方のいない自損事故、自転車、自動二輪車等の転倒等も必ず速やかに届けましょう。

自転車保険にも

加入しましょう!

交通災害共済は、損害賠償には対応しておりません。自転車による交通事故で加害者となった場合、高額な賠償金を請求されることがありますので、万が一に備え、自転車保険にも加入しましょう。自転車保険の加入は、自転車安全整備店や各保険会社等へお尋ねください。

もしものときのため
ご加入ください



自分の運転をチェック
していませんか

日頃の運転で危険を感じたことはありますか。

次のことに注意して思いやりのある運転を心掛けましょう。

●信号機のない横断歩道

横断歩道が近くなったら車を減速し、歩行者がいる時は一時停止

●雪道運転

雪道はすべりやすく危険です。スピードを控えて、十分な車間距離をとり、「急」ブレーキ、「急」ハンドル、「急」加速は危険なのでやめましょう。

◆自分の運転に不安を感じる場合は、次の項目をチェックしてみましょう。該当する場合は、安全確認不足、身体機能の低下が考えられますので、注意して運転しましょう。

□障害物をさけるために急ハンドルをすることがある。

□右左折の合図を直前にだすことがある。

□運転中に標識が読み取りにくいときがある。

※運転自己診断チェック表を市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

◆運転に不安を感じている運転者や家族のかたのために青森県警察では「運転適性相談窓口」を設置しています。

専用の安全運転相談ダイヤル「#8080(シャープハレバレ)」もご利用ください。岡生活安心課 (☎017-734-5258)

放課後児童支援員を
募集しています

保護者が日中不在となる家庭の小学生を対象に開設している放課後児童会で、遊びや生活の支援を行う「放課後児童支援員」及び「代用支援員※」を募集しています。詳細はお問合せください。※放課後児童支援員が休んだときに代替として勤務(土曜日、学校休業日のみの勤務も可)賃金▽時給920円※勤務形態によつては、期末手当の支給あり

岡岡子育て支援課

(☎017-734-5348)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

青森市コールセンター (☎017-761-4111 月～金 8:30～18:00※祝日除く)
内閣府コールセンター (☎0120-526-145 9:00～20:00)

住民税均等割非課税世帯や、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援します。

●支給額

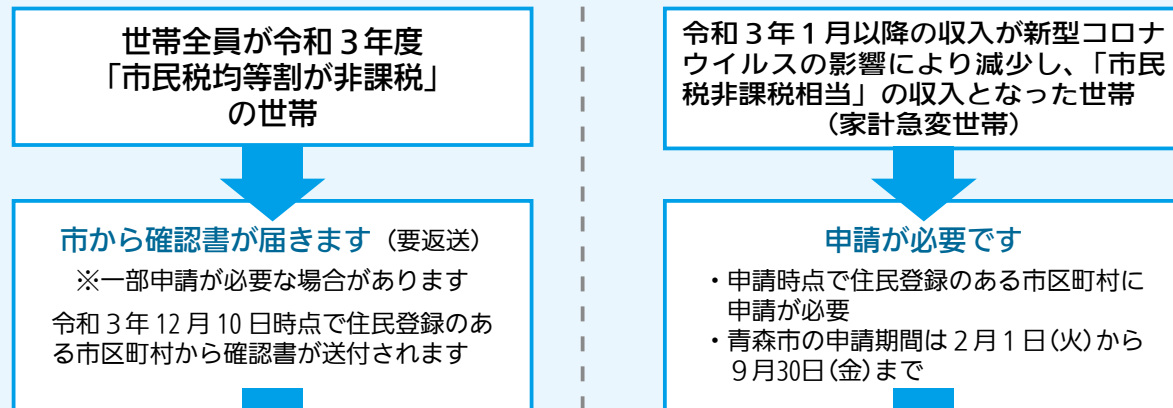
1世帯当たり10万円

●支給時期

市が確認書(または申請書)を受領後、概ね2週間程度(申請が殺到したり、内容に不備等がある場合は遅くなる可能性があります)。
※支給は原則銀行口座への振り込みとなります。

●支給対象(受給には手続きが必要です)

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯) ※併給はできません。



●支給手続き

2月上旬に市から届く確認書の内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

返送期限 5月2日(月)(当日消印有効)

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」
にご注意を!

自宅や職場などに金銭の振り込みを求め
るなどの不審な電話や郵便があった場合
は、最寄りの警察署が警察相談専用電話
(#9110)にご連絡ください。

申請書に必要事項を記入の上、収入額が確認できる書類等
とともに市の窓口[※]に直接または郵送[※]で提出してください。

窓口受付 「駅前庁舎4階 福祉政策課」または
「浪岡庁舎1階 浪岡振興部健康福祉課」

郵送受付 〒030-0801 青森市新町一丁目3-7
青森市福祉部福祉政策課 臨時特別給付金担当

申請書設置場所(市ホームページからダウンロードもできます)
福祉政策課、生活福祉一課・二課、浪岡振興部健康福祉課、
各支所、各情報コーナー、各市民センター、青森市社会福
祉協議会

申請期限 9月30日(金)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

申請はお済みですか?

子育て支援課 (☎017-734-5334)、浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1113)

低所得の子育て世帯への支援のため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。申請受付は令和4年2月28日(月)までとなっていますので、対象となるかたは手続きをお忘れなく。※申請不要のかたには既に支給済みです(ひとり親世帯分…令和3年5月11日支給済、ひとり親世帯以外の世帯分…令和3年7月29日支給済)

	ひとり親世帯分	ひとり親世帯以外の世帯分
対象	<ul style="list-style-type: none"> ●公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るかたに限りです ●新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準になっているかた 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和3年度住民税(均等割)が非課税である公務員のかた ●令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合20歳未満)の養育者で、以下のいずれかに該当するかた ※令和4年2月28日までに出生した新生児も対象となります ・令和3年度住民税(均等割)が非課税のかた ・令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当となったかた
支給額	児童1人当たり一律5万円	